

現 場 説 明 書

工 事 名 称		令和 8 年度 パークハウス滝戸屋根外壁等改修工事			
工 事 場 所		上伊那郡中川村片桐 3952-1 外			
部長	課 長	調整幹	課長代理	係 員	担 当

長野県住宅供給公社

現 場 説 明 書

長野県住宅供給公社

1 総則

- (1) 本現場説明書は、「公共住宅建設工事共通仕様書」及び「公共建築工事標準仕様書」に定める施工条件に関する特記事項として適用すること。
- (2) 本工事は、別冊設計図書、特記仕様書、現場説明書、質問回答書及び監督員の指示に基づき施工すること。
- (3) 設計図書に明示されていない事項であっても、工事完成に必要な軽微な事項については、受注者の責任において施工すること。
- (4) 受注者は、関係法令、条例及び関係機関の指導等を遵守し、適正に施工すること。

2 工程関係

(1) 施工時間

- ア 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。
- イ 早朝、夜間及び休日に騒音・振動を伴う作業を行わないこと。ただし、工程上やむを得ず実施する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。
- ウ 資材搬入、搬出及び工事車両の出入りについては、周辺交通、居住者、施設利用者等に配慮した時間帯とすること。

(2) 多様な働き方

- ア 本工事は、労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、週休2日を前提として工期を設定している。受注者は、施工条件等を踏まえ、以下の⑦～⑨のいずれかを満たすよう努めること。ただし、⑦～⑨によることが困難な場合は、施工期間、施工時間等について監督員と協議すること。
 - ⑦ 対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日とし週ごとに2日以上以上の現場閉所を行うこと。
 - ⑧ 対象期間の全ての月ごとに現場閉所率28.5%(8日/28日)以上となるよう努めること。
 - ⑨ 対象期間全体において現場閉所率28.5%以上となるよう努めること。

イ 共通事項は次によること。

- ⑦ 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇、夏季休暇、工場製作期間、工事一時中止期間その他発注者が対象外と認めた期間は含まない。
- ⑧ 「現場閉所」とは、巡回パトロール等現場管理上必要な作業を除き、現場事務所作業を含めて終日現場作業を行わない状態をいう。
- ⑨ 降雨、降雪、猛暑等により終日現場作業を実施できない場合についても、現場閉所として取り扱うことができる。

ウ 受注者は、工事着手前に現場閉所予定日を記載した実施工程表を監督員に提出し、承諾を受けること。

エ 工程変更が生じた場合は、その都度修正工程表を監督員に提出し、承諾を受けること。

(3) 関連工事

ア 本工事に関連する別途発注工事及び近接工事がある場合は、受注者間で工程調整を行い、円

滑な施工に努めること。

3 安全対策及び近隣対応関係

(1) 安全管理

ア 受注者は、工事期間中、工事災害、公害及び事故防止に努めるとともに、下請業者を含め安全管理を徹底すること。

イ 現場内外の安全対策については、関係法令に基づき適切に実施すること。

(2) 近隣対応

ア 受注者は、居住者、施設利用者及び近隣住民に対し、工事内容、施工期間、騒音作業予定等について必要な周知を行い、理解と協力を得るよう努めること。

イ 居住中又は施設運営中の施工がある場合には、原則として関係者の立会いのもとに実施し、居住者、施設利用者等の安全及び生活環境に十分配慮すること。

ウ 執務並行又は居住並行による施工となる場合は、作業時間、騒音作業日、搬入動線、養生範囲等について、監督員と協議すること。

エ 工事に伴う騒音、振動、粉じん、臭気、資材片飛散等による被害を防止するため、必要な措置を講じること。

オ 工事用車両については、道路関係法令を遵守し、周辺交通及び歩行者の安全確保に努めること。

カ 工事に伴う苦情、事故又は紛争が発生した場合は、速やかに監督員へ報告し、受注者の責任において適切に対応すること。

(3) 交通誘導及び安全施設

ア 工事内容に応じ、必要な交通誘導警備員、保安施設、養生等を設置すること。

イ 交通誘導業務を委託する場合は、警備業法に基づく認定業者とすること。

(4) 近隣家屋調査

ア 監督員が必要と認めた場合は、着工前に近隣家屋等の現況調査を行い、写真その他記録を提出すること。

4 仮設及び工事用設備関係

(1) 仮設物

ア 受注者は、工事内容に応じ必要な仮囲い、仮設間仕切り、その他仮設物を設置し、適切に維持管理を行うこと。

イ 仮設物の仕様、設置位置及び設置期間については、施工計画書に明記し、監督員の承諾を受けること。また、指定仮設がある場合にはその指示に従うこと。

ウ 共用部分の使用制限、エレベーター、駐車場の使用等については、施設管理者等と調整を行うこと。

(2) 工事用電力等

ア 工事用電力、用水、通信設備等については、受注者の負担により関係機関と協議のうえ使用すること。

イ 分離発注工事がある場合は、建築主体工事受注者が関係受注者間の調整を行うこと。

(3) 監督員事務所等

- ア 監督員事務所を設置する場合は、規模、備品及び設置場所について監督員と協議すること。
- イ 必要に応じ、監督員、居住者及び施設利用者用駐車場を確保すること。

(4) 工事用道路

- ア 工事用道路は、道路管理者等と協議のうえ使用すること。
- イ 工事用道路の維持管理は受注者の責任において行い、損傷等が生じた場合は速やかに復旧すること。

5 施工関係

(1) 施工計画書

- ア 受注者は、工事着手前に施工計画書を提出し、監督員の承諾を受けること。
- イ 施工計画書には、工程、安全管理、仮設計画、施工方法、品質管理、建設副産物処理計画等を記載すること。

(2) 品質管理

- ア 受注者は、自主検査を実施し、必要に応じ監督員の立会検査を受けること。
- イ 配筋、躯体、防水、隠蔽部、その他重要工程等については、監督員の確認を受けた後、次工程へ進むこと。
- ウ 施工図、試作品、モックアップ等について監督員の指示がある場合は、これを作成し、監督員の承諾を受けること。
- エ 解体撤去を行う工事において、設計図書に示されていない隠蔽部の不具合、アスベスト等が確認された場合は、速やかに監督員へ報告し、協議すること。

6 建設副産物関係

- (1) 建設副産物の処理については、関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」等を遵守すること。
- (2) 施工計画書、実施報告書等について、監督員の指示により提出すること。なお、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理を委託した場合は、これを証する資料（マニフェストA票、B2票、D票及びE票）を常備・保管すること。
- (3) 再生資源利用促進計画等の作成対象工事にあつては、必要書類を提出し、適切に実施すること。

7 保険関係

- (1) 受注者は、建設工事請負契約書第56条の規定に基づき、工事目的物、工事材料（支給材料を含む。）及び仮設物等について、火災保険、建設工事保険その他必要な保険に加入すること。
- (2) 受注者は、工事期間中における労働災害及び第三者への損害等に備え、法定外労災補償保険その他必要に応じた保険に加入すること。
- (3) 保険期間は、原則として契約日から引渡し完了日までとし、保険金額は請負金額以上を基本とすること。なお、請負契約金額の変更があった場合は、速やかに変更手続きを行うこと。
- (4) 受注者は、保険契約を締結したときは、保険証券又はこれに代わるものの写しを速やかに監督員へ提出すること。なお、年間契約等により包括的に加入している建設工事保険については、当該工事が保険対象であることを証する保険付保証明書その他これに類する書類を提出すること。

8 情報共有・業務効率化

- (1) 受発注者は、円滑かつ効率的な工事執行に努め、適切な工程管理及び情報共有を行うこと。
- (2) 協議、提出書類等については、速やかな対応に努めること。

9 工事写真

- (1) 工事写真は、工事着手前、施工中、完成時及び監督員が必要と認める箇所について撮影すること。
- (2) 隠蔽部分その他後日確認が困難となる箇所については、重点的に撮影すること。
- (3) 工事写真は、工事名、撮影内容、撮影日等を整理のうえ提出すること。

10 その他

- (1) 設計図書に関する疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。
- (2) 本現場説明書に定めのない事項については、「公共住宅建設工事共通仕様書」、「公共建築工事標準仕様書」、関係法令等によること。
- (3) 工事に係る手続きについて必要な協力を行うこと。
- (4) 工事表示板その他法令等に基づく掲示物を設置すること。
- (5) 電子データは、施工図、完成図、完成写真その他監督員が指示する資料をＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒに保存し、２部（事業主体用１部、公社用１部）提出すること。なお、媒体のラベル面には、工事名、契約工期、受注者名及びウイルスチェックに関する情報を記載すること。

11 特記事項

- (1) 特記事項は、以下のとおりとすること。

--